

【業者説明用】

軽自動車等を販売している皆様へ(軽自動車等課税免除について)

令和7年4月2日以降に取得した『商品であって使用しない軽自動車等』について、令和8年度の課税を免除します。
課税免除の対象となる軽自動車等とは、令和8年4月1日現在で次の①～③までの全ての条件を満たすものに限られます。

- ① 令和7年4月2日以降に取得した軽自動車等【三輪および四輪の軽自動車、軽二輪（125cc超～250cc以下）、二輪の小型自動車（250cc超）】であること ※対象となる車両は、使用の本拠の位置（定置場所）が行橋市内のもの
- ② 軽自動車等が商品であり、使用しないものであること
- ③ 申請者は、軽自動車税のほか、すべての市税を滞納していないこと

・必要書類：(ア) 軽自動車税課税免除申請書

(イ) 車検証の写し(電子化された車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)

(ウ) 展示写真(1台につき1枚、ナンバープレートが確認できるもの)

(エ) 走行距離メーターの写真

(オ) 古物商許可証または質屋許可証の写し

※(ウ)(エ)はA4サイズ用の紙に貼り付けて提出してください。A4サイズのカラー印刷用紙でも可。

・ 申請期間 毎年3月1日～4月10日（※土日祝日は除く、4月10日が閉庁日の場合は翌開庁日）

※申請期間厳守 期限日を経過しますと課税免除いたしません。また、当該車両に関して、次年度にても、申請受付をすることができなくなりますのでご注意ください。（課税免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降の取得に係る軽自動車対象となるため）

※開庁時間内での受付となります。郵送での受付は行いません。

受付窓口 行橋市役所 税務課 管理係 1階10番窓口

電話番号 (直通)0930-55-9614